

委託契約書（案）

収入
印紙

- 委託番号 第 14-003-030-033 号
- 委託業務名 浪江町タブレットを利用したきずな再生・強化事業（運用）
- 委託業務の場所 二本松市北トロミ 外 地内
- 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契約期間 着手 平成 年 月 日
履行期限 平成 年 月 日
- 契約保証金

上記の業務委託について、発注者 浪江町 を甲とし、受注者 ○○○ を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（業務委託の仕様等）

- 第 1 条 乙は、別添「浪江町タブレットを利用したきずな再生・強化事業（運用）仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 仕様書に明示されないもので必要のある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（契約の保証）

- 第 2 条 契約保証金については、浪江町財務規則（昭和 57 年 11 月 22 日規則第 14 号。以下「財務規則」という。）第 98 条の規定による。

（権利義務の譲渡等）

- 第 3 条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（監督員）

- 第 4 条 甲は、委託業務に関し、自己に代って監督又は指示をする監督員をおくことができる。
- 2 甲は、前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、

次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代って技術上の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害をうけたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損額負担)

第8条 委託業務の実施に関し、発生した損害(第三者に与えた損害も含む。)のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書に成果品を添え提出しなければならない。

2 甲は前項の完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に、提出された成果品について必要がある場合は、現地調査を行い検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これを要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して再検査をうけなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに

従って委託料の支払いを請求することができる。なお、請求については、年度末の翌月第1週目までに確定し甲へ請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により、履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに必ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(第6条第1項および第7条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年3.0%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙の未受領金につき、遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の支払いを甲に請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく本件業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に本件業務が完成しないとき又は本件業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は甲に対し、委託料の額の100分の5に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（情報セキュリティ要件）

第 15 条 甲及び乙は、この契約を履行するための情報セキュリティについては、「別記 1 情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「別記 2 個人情報取扱い特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第 17 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、福島地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し各自記名捺印の上それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
氏 名 浪江町
浪江町長 馬場 有

発注者 住 所
氏 名

別記1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 情報セキュリティ対策については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」及び「浪江町セキュリティポリシー」を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2条 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第4条 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 甲及び乙は、この契約による業務を処理するために相手方から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報の適正な管理)

第6条 甲及び乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産の返却及び廃棄)

第7条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された情報媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第8条 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害の恐れがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第9条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第10条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。

個人情報取扱い特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りではない。

(資料等の返還)

第7条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 8 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 9 条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 10 条 乙は、この契約に反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。